

議案第20号

岡山県倉敷市立高等学校学則の改正について

岡山県倉敷市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月24日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

岡山県倉敷市立高等学校学則の一部を改正する規則

岡山県倉敷市立高等学校学則（昭和45年倉敷市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「，岡山県倉敷市立玉島高等学校」を削り，「3年以上とする。」を「3年以上とし，岡山県倉敷市立玉島高等学校については，3年とする。」に改める。

別表岡山県倉敷市立玉島高等学校の項を次のように改める。

岡山県倉敷市立 玉島高等学校	定時制	普通科	80	80	80		240
		商業科（単位制）	240				240

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

提案理由

岡山県倉敷市立玉島高等学校の商業科において，修業年限を3年とすることに伴い規定を整備するため，規則を改正するものである。

岡山県倉敷市立高等学校学則（昭和45年倉敷市教育委員会規則第27号）新旧対照表

新

(修業年限)

第2条 修業年限は4年以上とする。ただし、岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校及び岡山県倉敷市立真備陵南高等学校については、3年以上とし、岡山県倉敷市立玉島高等学校については、3年とする。

別表（第1条関係）

学校名	課程	学科	生徒定員				
			1年	2年	3年	4年	計
岡山県倉敷市立精思高等学校	定時制	普通科	80	80	80	80	320
		商業科	40	40	40	40	160
岡山県倉敷市立工業高等学校	定時制	機械科	80	80	80	80	320
		電気科	40	40	40	40	160
岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校	定時制	総合学科(単位制)	400				400
岡山県倉敷市立玉島高等学校	定時制	普通科	80	80	80		240
		商業科(単位制)	240				240
岡山県倉敷市立真備陵南高等学校	定時制	普通科(単位制)	280				280

旧

(修業年限)

第2条 修業年限は4年以上とする。ただし、岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校、岡山県倉敷市立玉島高等学校及び岡山県倉敷市立真備陵南高等学校については、3年以上とする。

別表（第1条関係）

学校名	課程	学科	生徒定員				
			1年	2年	3年	4年	計
岡山県倉敷市立精思高等学校	定時制	普通科	80	80	80	80	320
		商業科	40	40	40	40	160
岡山県倉敷市立工業高等学校	定時制	機械科	80	80	80	80	320
		電気科	40	40	40	40	160
岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校	定時制	総合学科(単位制)	400				400
岡山県倉敷市立玉島高等学校	定時制	普通科	80	80	80		240
		商業科(単位制)	240				240
岡山県倉敷市立真備陵南高等学校	定時制	普通科(単位制)	280				280